

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会「調査書」【概要版】

追加調査分

令和4年（2022年）2月7日

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会

## 1 趣旨

令和3年10月19日付けで、北海道知事に対して、道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会「調査書」の提出を行ったが、当初申出のあった30名の学生・元学生とは別に、調査の申し出があった1名の元学生（江差高等看護学院）と、調査の途中で本人に連絡が取れなくなり、現地聞き取り調査が実施できず、10月19日付けの「調査書」には反映できなかったが、先般、当該元学生から、第三者調査委員会あてに連絡が入り、現地聞き取り調査の実施希望があった。

第三者調査委員会においては、今後、本人と連絡がとれた場合は、これまで第三者調査委員会が関わってきた経緯があることから、本件事案に限り、追加調査の対象事案とし、その調査結果について、追加により道に報告する旨を事前に協議済みであったことから、令和3年12月27日に現地聞き取り調査を実施した結果、ハラスメント（「a」）として認定した。

## 2 第三者調査委員会がハラスメントとして認定した件数（追加調査分の件数）

### （1）学生数

追加調査の対象としたのは、元学生1名（江差高等看護学院）であり、事実認定の結果、当該元学生1名については、ハラスメントを受けたと認定した。

### （2）教員数

追加調査の対象とした教員は1名（江差1名）であり、ハラスメントを行ったと認定した教員は1名（江差1名※10月19日の調査書において、既に認定済の教員）。

### （3）調査対象事案件数

総数（延べ数）		1件
A 事実と認められるもの	a	ハラスメントとして認定したもの 1件
	b	ハラスメントとして認定できないもの
	1	不適切な指導・対応であるもの 0件
	2	不適切な指導・対応とは言えないもの 0件
B 事実とまでは認められないが事実である可能性が高いもの	a	ハラスメントとして認定したもの 0件
	b	ハラスメントとして認定できないもの
	1	不適切な指導・対応であるもの 0件
	2	不適切な指導・対応とは言えないもの 0件
C A又はBに至らないもの		0件

### 3 第三者調査委員会がハラスメントとして認定した件数

(令和3年(2021年)10月19日付け「調査書」に追加調査分の件数を加えた件数)

#### (1) 学生数

調査対象とした学生は25名(江差高等看護学院20名・紋別高等看護学院5名)おり、そのうち19名(江差14名・紋別5名)は自身がハラスメントを受けたと訴えており、6名は自身以外の学生へのハラスメントや学院の実情等を訴えている。

事実認定の結果、ハラスメントを受けたと認定された学生は15名(江差12・紋別3名)である。

#### (2) 教員数

調査対象とした教員は15名(江差8名・紋別8名、うち1名は重複)おり、ハラスメントを行ったと認定した教員は11名(江差7名・紋別5名※うち1名は重複)である。

#### (3) 調査対象事案件数

総数(延べ数)			102件	
A 事実と認められるもの	a	ハラスメントとして認定したもの	48件	
	b	ハラスメントとして認定できないもの		
		1	不適切な指導・対応であるもの	31件
		2	不適切な指導・対応とは言えないもの	3件
B 事実とまでは認められないが事実である可能性が高いもの	a	ハラスメントとして認定したもの	5件	
	b	ハラスメントとして認定できないもの		
		1	不適切な指導・対応であるもの	4件
		2	不適切な指導・対応とは言えないもの	0件
C A又はBに至らないもの			11件	

別紙

本調査委員会がハラスメントとして認定した事実一覧（追加1件）

(1) A教員による行為 (No48)

以下のとおり、A教員によるハラスメントとして、1件の事実を確認した。

No48 A教員は、o学生が寮外での飲酒により入院し門限に遅れたことに対し、  
規程に基づかない1ヶ月間の退寮処分とした。